

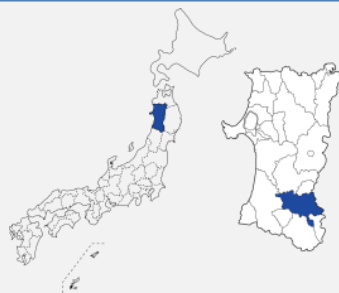
(1) 保存地区の概要

地区名	横手市増田
種別	在郷町
面積	約10.6ヘクタール
選定年月日	平成25年12月27日

特徴 横手市増田伝統的建造物群保存地区は羽州街道から旧仙台藩領へ抜ける街道沿いにあり、通りに沿って短冊形に割られた地形に意匠的に発展した**切妻造妻入**の町屋形式の主屋が連なります。その背後には**鞆付土蔵**などの特徴的な伝統的建造物を接続して、豪雪に対応した長大な空間を形成します。近世までに整備された地割や水路を残し、**近代にかけて繁栄した在郷町の歴史的風致**をよく伝えています。

加えて、梵天行事、月山神社神輿渡御行事、盆踊りなどの伝統行事や住民主体となって継続しているイベント「蔵の日」、横手市増田まんが美術館との連携など、町並み保存に資する活動が展開されています。

こうした取組みを契機に、**歴史まちづくり**や**文化財の保存活用、文化観光の推進**など、当市におけるまちづくりのフロントランナーとしての役割を担っています。



(2) 保存地区のあゆみ

平成20年度(2008)	横手市増田地区「歴史的建造物調査事業」(単独事業)を実施(～21年度)
平成21年度(2009)	東日本鉄道文化財団助成事業「横手市増田地区歴史的建造物整備および保存事業」実施(～23年度)
平成22年度(2010)	増田地区伝統的建造物群保存対策調査に着手(～23年度)
平成24年度(2011)	「横手市伝統的建造物群保存条例」を制定(9月) 増田まちなみ保存会の設立
平成25年度(2013)	横手市増田伝統的建造物群保存地区の都市計画決定及び保存計画の告示(7月) 『重要伝統的建造物群保存地区』選定(12月27日)
平成26年度(2014)	皇太子殿下(今上陛下)が行啓され、保存地区をご視察(10月3日)
平成27年度(2015)	第5回地域再生大賞優秀賞(増田まちなみ保存会)、 第35回日本旅のペンクラブ賞を受賞(市増田地域局)
平成28年度(2016)	JR東日本・大人の休日倶楽部CM「増田の内蔵篇」放映(吉永小百合さん主演、1月) 保存地区内の2件「重要文化財」に指定(2月23日)
平成29年度(2017)	伝統的建造物群保存地区防災計画の策定(3月)
令和元年度(2019)	第41回全国伝統的建造物群保存地区協議会総会を当市会場に開催(5月)
令和2年度(2020)	横手市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例を制定
令和5年度(2023)	伝建地区選定10周年記念シンポジウム開催(11月)

(3) 保存地区の保存と整備

●修理修景	修理	修景
平成26年度	3件(6棟)	5件
平成27年度	5件(7棟)	1件
平成28年度	3件(4棟)	
平成29年度	3件(5棟)	1件
平成30年度	3件(4棟)	1件
令和元年度	3件(3棟)	
令和2年度	3件(5棟)	
令和3年度	3件(6棟)	
令和4年度	3件(3棟)	
令和5年度	3件(2棟1基)	1件

●防災施設整備

説明版	3か所
耐震型防火水槽	3基
地上式消火栓	6基
易操作性消火栓	15基

●その他

案内板の設置、地域通訳案内士の養成
町並みへのWi-Fi環境整備、多言語対応
音声ガイド「まんが美術館とまちあるき」導入

・修理修景事業



●回復する町並み



・案内板の設置



・観光ガイド養成講座



・防災施設整備 (耐震型防火水槽設置)



(4) 保存地区の活用とまちづくり

その1 伝統的建造物の活用とまちづくり

重要伝統的建造物群保存地区選定の時期と前後しながら、飲食店などの商店が増加傾向にある。近年は修理事業を経て新規に店舗を開店する例が増加しており、住民による地域の賑わい創出が現実のものとなっている。賑わい創出に伴いメディア露出の機会が大幅に増加し、来街者増加と保存意識向上の相乗効果を生んでいる。また、歴史的建造物の維持・継承に関わる担い手の育成により、歴史まちづくりに資する専門人材の育成が図られている

●活用への意識変化

	家屋	営業店舗	空店舗	空家	公開家屋	イベント公開家屋
平成20年度	60	38	13	1	4	18
平成26年度	60	41	10	3	15	25
令和元年度	59	45	8	1	19	26
H20/R1比	-1	+7	-5	±0	+15	+8



飲食店 (H25年開業)



惣菜販売 (H25年開業)



古布販売 (H26年開業)



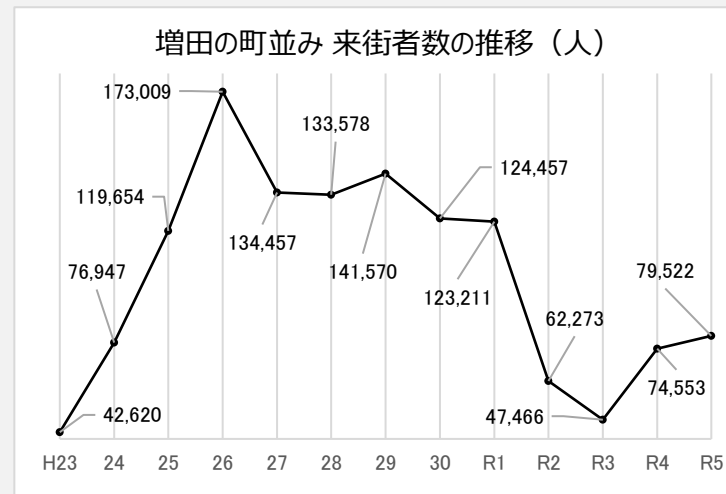
パン販売 (H27年開業)



土産物販売 (H28年開業)



雑貨販売 (H29年開業)



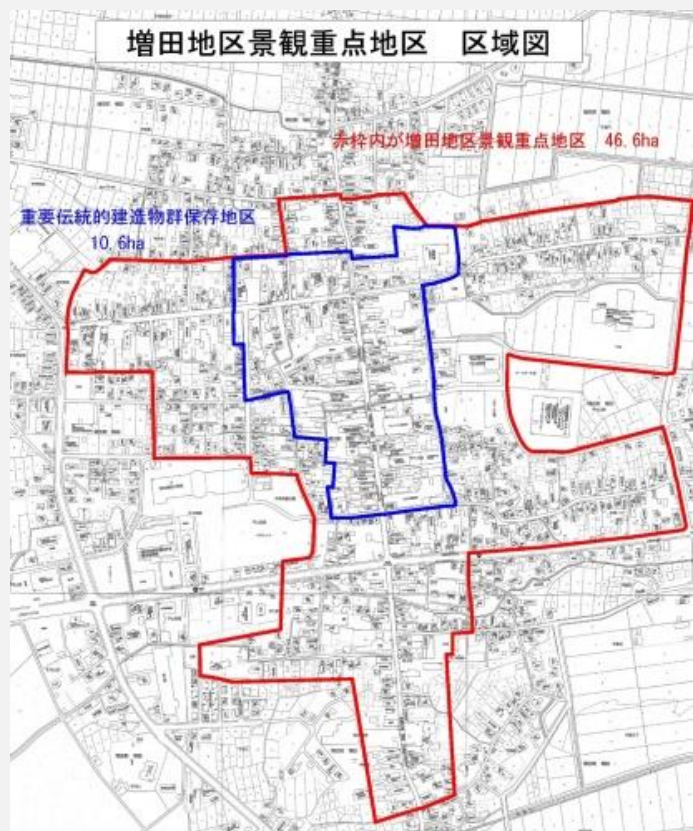
まちなみの賑わい (蔵の日)



●歴史まちづくり 人材の育成



伝統的建造物修理技術者講習会



その2 周囲への波及効果

保存地区を含む周辺を景観法に基づく「景観重点地区」に指定し、景観形成を図りながら増加する来街者の受入と、住民の住環境整備が進められている。「街なみ環境整備事業」では、保存地区の特性を維持しつつ来街者向け施設を景観重点地区内に整備している。また、保存地区内748mについて電線類地中化工事や街路灯の整備を行い、令和元年に完了した。

※青字は保存地区内にある施設 ※赤字は街なみ環境整備事業で整備



ほたる町並み案内所 H28年度整備



来街者駐車場 H28年度整備



公衆トイレ H29年度整備



ポケットパーク H29年度整備



電線類地中化工事

(5) 住民等の取組

●「蔵の日」

保存地区を中心に行われる「蔵の日」は、非公開家屋も含む伝統的建造物等が一斉に門戸を開く公開活用の機会。所有者と住民、地域の学校や各種団体が連携して取り組む恒例行事となっている。歴史的建造物を所有していない住民や地区外の住民も参加し、多くの人々に支えられ保存地区は継承されている。

●地域住民の声

(保存会会長) これまでは維持経費ばかりかかる厄介者の扱いであった大きな主屋や土蔵は、今や地域の宝となった。これを保存し継承していく必要性に地域の意識も変化してきた。人も歩くこともまばらだったこの通りに再び賑わいが戻るとは思わなかった。地域としてこの資源を生かし、後継者が増加する手立てに取り組んでいきたい。



蔵の駅
観光案内所 H23年度整備



旧石田理吉家
公開施設 H23年度整備